

メディックメディア モニター制度規約

この制度規約（以下、「本規約」という）は、株式会社メディックメディア（以下「当社」という）が、当社商品モニター制度（以下、「本制度」という）を募集、実施する条件を定めるものです。本制度への応募者ならびに登録者（以下「モニター」という）には、本規約に従って、本制度をご利用いただきます。

第1条（適用）

本規約は、モニターと当社との本制度に関わる一切の関係に適用されるものとします。

第2条（個人情報の取り扱い）

1. モニターの個人情報の管理は、個人情報保護法に準拠する当社の社内規定にしたがい、厳重に行うものとします。この場合において、情報の改ざん、社外への漏えい、不正なアクセス等が起こらないよう、予防および安全対策を講じます。
2. 当社は、モニターから登録時に収集した個人情報やアンケート調査等の情報は、本規約に基づき適切に取り扱い、保護するものとし、当社の商品開発等のための集計および分析等に用い、それ以外に利用することはありません。
3. 当社は、モニターから回収したアンケート調査の結果は、統計的に数値処理し、回答結果から特定の個人が識別できる情報としては取り扱いません。

第3条（利用登録）

1. モニターが、本規約を承認の上、当社の定める募集要項に従って本制度への登録を申請し、当社がこれを承認することによって、利用登録が完了するものとします。
2. モニターは、当社が本規約と別にウェブサイト等に掲載する募集要項により指定する応募要件を全て満たした方とします。但し、当社が特に承認した場合は、この限りではありません。
3. 当社は、当社選考基準に則ってモニターの登録申請を承認しないことがあり、その理由について一切の開示義務を負いません。
4. 当社は、モニターへの事前の通知なく、募集要項および応募要件を変更することができるものとします。

第4条（モニターの禁止事項）

1. モニターは、本制度への参加にあたって、以下の行為をしてはなりません。
 - (1) 法令または公序良俗に違反する行為や、犯罪行為に関連する行為
 - (2) 当社の商品開発やサービスを妨害するおそれのある行為
 - (3) 本人以外からの応募、重複登録、虚偽の登録、虚偽のアンケート回答、不正回答等、本制度の運営を妨害するおそれのある行為
 - (4) 当社への事前連絡がない場合や、当社が不適当と判断する理由等によって、アンケートをはじめとする当社の指定する連絡または回答等を遅延する行為
 - (5) 当社の商品の全部または一部を無断で複製する等により、著作権、著作隣接権および、その他の知的財産権等、当社の権利を侵害するおそれのある行為
 - (6) その他、当社が不適当と判断する行為
2. 前項各号の行為に起因して、当社もしくは第三者に損害が生じた場合、当該モニターは、その資格を喪失した後であっても、当該損害を賠償する責を負うことがあります。この場合において、当社は損害を被った第三者に対し一切責任を負いません。

第5条（届出義務）

1. モニターは、本制度における自身の登録情報に変更が生じた場合、当社指定の方法で当該変更内容を届け出ることとします。
2. 当社は、前項の届出がなされなかったことによりモニターに生じる不利益について、一切責任を負いません。

第6条（モニター登録の解除）

1. モニターは、本制度を退会する場合、当社が指定する手続きに従って当社に届け出るものとします。当社がモニターの登録情報を取消し処理終了後、退会となり、登録されていたモニターの個人情報はデータベースから削除されます。
2. 当社は、モニターが次に掲げる各号に該当する場合、モニターの承諾の有無にかかわらず、モニター登録を解除できるものとします。
 - (1) 第3条に規定する募集要項、応募要件に該当しなくなった場合
 - (2) 第4条の禁止事項に違反した場合
 - (3) その他、当社がモニターとして不適当であると判断した場合
3. 当社は、前項の規定によりモニターの登録を抹消する場合、当該モニターが本制度において保有する全ての権利を抹消するものとし、抹消に際してはその事実ならび事由の通知を要せずに実行できるものとします。
4. モニターは、モニター登録を解除する場合、当社の請求により、送付された商品を返却するものとします。

第7条（免責事項）

1. 当社の債務不履行責任が生じた場合、当社の故意または重過失によらない場合には免責されるものとします。
2. モニターが、本制度への参加により何らかの損害を受けた場合、またはアンケート等の送付物の不達や紛失によりアンケート回答やその他の連絡を受け付けられなかった場合及び登録データの消失その他の管理上の不具合が発生した場合、当社は一切責任を負いません。
3. モニターが、当社から送付した商品またはサービス等を、紛失、盗難、汚損した場合について、当社は一切責任を負いません。
4. 本制度に関して、モニターと他のモニターまたは第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について、当社は一切責任を負いません。

第8条（本制度の変更等）

当社は、何時でも、何らかの告知なしに、また、モニターの承諾の有無にかかわらず、本制度の内容の一部若しくは全部を変更または一時中断、停止および中止することができるものとし、これによってモニターに生じた不利益または損害について一切の責任を負いません。

第9条（本規約の変更等）

当社は、モニターへの事前の通知および承諾を得ることなく本規約の変更を行うことができます。この場合において、当社が当該変更を行った場合、変更内容を書面による通知や、当社の運営するウェブサイトへの掲示、メール等による通知により、モニターに対し変更の通知を行い、これをもって変更の告知が完了したものとします。

第10条（権利義務の譲渡の禁止）

モニターは、当社の書面による事前の承諾なく、本制度によって得られる地位または権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

附則

この規約は、平成24年3月1日から施行します。（平成26年11月1日改正）